

若手技術者の海外活動助成規程

平成 28 年 3 月 31 日 理事会決定

平成 28 年 9 月 21 日 理事会変更

令和 4 年 2 月 21 日 理事会変更

(目的)

第 1 条 この助成制度の目的は、「岩の力学」に関連した海外活動費（国際会議の参加費や国際会議におけるショートコースの参加費など）を支援することにある。

(助成制度の名称)

第 2 条 この助成制度は、「若手技術者の海外活動助成制度」（以下、海外活動助成制度という）とする。

(助成の対象)

第 3 条 助成の対象は、「岩の力学」に関連した国際会議（ISRM、ITA、その他 IEA、などの国際会議や地域会議の本会議、ワークショップ）やショートコース（国際会議が主催するショートコース、大学、研究機関の主催するショートコースなど）の参加費とする。

第 4 条 この助成金の希望者（以下「申請者」という）の募集方法は、公募とする。

2. 申請者は申請時点で 38 歳以下の若手研究者の海外活動を助成対象とする。

(助成金額)

第 5 条 助成金額は年間 20 万円以内とし、原則として 1 件当たり上限 5 万円とする。

(公募と応募期間)

第 6 条 この助成金の希望者（以下「申請者」という）の募集方法は、公募とする。

2. 申請者は、第 8 条第 2 項の条件を満たす者とする。

3. 申請者は、毎年 3 月 1 日から 4 月末日までに申請を行うものとする。ただし、連合会が特に必要と認めた場合は、上記期間以外においても申請を受け付けることがある。

4. 申請者がいない場合は、助成は発生しないものとする。

(選考方法)

第 7 条 国際技術委員会において交付候補者の申請書内容を評価の上、交付者を決定し、理事会に報告する。

(審査基準)

第8条 審査は、次に掲げる基準に基づき審査を行うものとする。

- (1) 申請者が「岩の力学連合会」の会員であり、申請時点で38歳以下であること。
- (2) 申請者は、自薦により様式-1に従って申請を行ない、適切な推薦者が1名いること。
- (3) 助成される会議等が「岩の力学」の活動の目的に合致していること。
- (4) 同一会議等への申請者については、口頭発表、ポスター発表、ショートコースへの参加、テクニカルツアーへの参加、聴講の順に優位とする。
- (5) 応募は、他の団体等の助成に応募することを規制するものではない。

(助成者の責務)

第9条 助成を受ける者は、助成金が連合会の費用でまかなわれるものであることに留意し、プログラム終了後1月以内に、岩の力学ニュースに掲載用のプログラム参加報告原稿を編集委員会に提出しなければならない。

2. 助成金を目的外に使用した場合には、全額返還しなければならない。
3. 助成金の交付の決定を受けたのちに、計画等に関し、重要な変更をしようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

(助成金の交付方法、助成の開示)

第10条 助成金は、原則として助成を受ける者の口座への振込とする。

2. 国際技術委員会は、助成を受ける者を理事会に報告した後、速やかに事務局に連絡する。
3. 国際技術委員会は、助成を受ける者を理事会に報告した後、速やかに RockNet 委員会に選考結果を連絡し、RockNet 委員会は、助成を受ける者の氏名と参加プログラムを公表しなければならない。

(実施期日)

第11条 この規程は、平成28年3月31日より実施する。

(規則の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うことができる。